

改正 昭和38年1月本達乙第1号 昭和39年5月本達乙第5号

赤十字奉仕団規則を次のように定め、発表の日から施行する。

## 赤十字奉仕団規則

### (団の目的)

第1条 赤十字奉仕団(以下「奉仕団」という。)は、赤十字の博愛人道の精神に基づき、明るい住みよい社会をきずきあげていくために必要な実際の事業に奉仕するものとする。

### (団員の信条)

第2条 赤十字奉仕団員(以下「団員」という。)は、次に掲げることを信条とする。

- (1) すべての人人のしあわせをねがい、陰の力となって、人人に奉仕する。
- (1) 常に、くふうして、人人のために、よりよい奉仕ができるよう努める。
- (1) 身近な奉仕をひろげ、すべての人人と手をつないで、世界の平和につくす。

### (政治、宗教活動の禁止)

第3条 奉仕団は、赤十字の原則にしたがい、政治的又は宗教的目的のために活動してはならない。

### (団の設置区域)

第4条 奉仕団は、市及び区の地区並びに分区の区域ごとに設けるものとする。但し、支部長が必要と認めるときは、同一区域内に、2以上の奉仕団を設けることができる。

- 2 市及び区の地区長並びに分区長は、必要があると認めるときは、前項の奉仕団に分団を置くことができる。
- 3 前各項のほか、奉仕団及び分団の設置に関して必要な事項は、支部長が定める。

### (奉仕の内容)

第5条 奉仕団は、次に掲げる奉仕活動に従事する。

- (1) 災害救護に関する奉仕
- (2) 保健衛生等に関する各種事業への奉仕
- (3) 社会福祉施設及び援護を要する者への奉仕
- (4) その他赤十字の理想を達成するために必要な奉仕

### (関係機関及び団体との連絡)

第6条 奉仕団は、前条の奉仕にあたっては、地方公共団体、保健所、福祉事務所その他の関係機関及び関係団体と密接な連絡を保たなければならない。

### (組織)

第7条 奉仕団は、奉仕団の活動に深い理解を有する社員及び篤志者をもって組織する。

### (役員)

第8条 各奉仕団に、役員として、委員長1人、副委員長3人以内及び委員若干人を置く。

### (役員職務)

第9条 委員長は、当該奉仕団を代表し、その業務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長をたすけ、委員長に事故があるときは、委員長の指名する副委員長が、その職務を代行する。
- 3 委員は、当該奉仕団の運営に参画し、その業務の執行にあたる。

### (役員委嘱)

第10条 委員長及び副委員長は、委員のうちから選出された者につき、市又は区の地区長もしくは分区長の内申に基づいて、支部長が委嘱する。

2 委員は、団員のうちから選出された者及び分団の長につき、市又は区の地区長もしくは分区長が委嘱する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会設置)

第12条 各奉仕団に、委員会を置く。

2 委員会は、役員をもって組織する。

(委員会任務)

第13条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 奉仕活動の基本的な計画に関すること。
- (2) 奉仕活動に必要な事項の調査及び研究に関すること。
- (3) 収支予算並びに決算に関すること。
- (4) 団員の除籍に関すること。
- (5) 講習会その他団員の研修等に関すること。
- (6) その他奉仕団の運営に関する重要な事項について審議すること。

(関係職員等の委員会への出席)

第14条 支部、地区本部、地区及び分区の長並びに関係職員は、委員会に出席して意見をのべることができる。

(協議会)

第15条 委員長は、奉仕活動の連絡調整を図るため、協議会を設けることができる。

2 協議会は、定時又は随時に、委員長が開く。

(団員の相互協力)

第16条 奉仕団の活動に際しては、役員及び少数の団員に過重な負担がかかることのないよう、すべての団員が協力しあわなければならない。

(登録及び報告)

第17条 委員長は、当該奉仕団に所属する団員の住所氏名その他必要な事項を団員名簿に登録し、常にこれを整理保存しておかなければならない。

2 委員長は、当該奉仕団の活動状況、役員の異動及び団員の現況その他奉仕団の運営にあつて必要な事項を、所管の地区長もしくは分区長を経て、支部長に報告しなければならない。

3 前各項のほか、登録及び報告に関して必要な事項は支部長が定める。

(経費)

第18条 奉仕団の活動に必要な経費は、原則として、支部及び地区本部、地区又は分区がこれを交付するものとする。

(団費)

第18条の2 団費は、原則として徴収しない。但し、当該奉仕団の運営に要する経費が著しく不足するときは、団費を徴収することを妨げない。

(特別の奉仕団)

第19条 支部長は、必要があると認めるときは、第4条第1項の規定にかかわらず、特別の奉仕団を設けることができる。

2 特別の奉仕団は、青年奉仕団及び特殊奉仕団の2種とし、青年奉仕団は、大学及びこれに準ずる学校

の学生並びにその他の一般青年をもって組織し、特殊奉仕団は、特定の職業又は技能を有する者をもって組織する。

- 3 特別の奉仕団は、それぞれの能力及び特性を生かした奉仕活動を自主的に行うほか、地域の奉仕団の行う奉仕に協力する。
- 4 第4条、第10条及び第11条を除き、この規則に定めるすべての規定は、特別の奉仕団にこれを適用する。
- 5 前各項のほか、特別の奉仕団の設置に関して必要な事項は、支部長が定める。

(本社直轄の特別の奉仕団)

第19条の2 社長は、必要があると認めたときは、本社直轄の特別の奉仕団を設けることがある。

- 2 本社直轄の特別の奉仕団の名称、組織及び運営その他に関して必要な事項は、設置の都度、\*<sup>1</sup>・<sup>2</sup>別にこれを定める。

(普及、指導及び訓練)

第20条 支部長は、常に、当該支部における奉仕団の普及、指導及び訓練に努めなければならない。

(中央委員会)

第21条 本社に、赤十字奉仕団中央委員会(以下「中央委員会」という。)を置く。

- 2 中央委員会は、奉仕団の活動を促進し、且つ、その健全な発達を期するため、必要な事項に関して協議研究するとともに、社長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
- 3 中央委員会は、赤十字奉仕団支部委員会の代表者及び社長の指定する特別の奉仕団を代表する者をもって組織する。
- 4 中央委員会は、必要の都度社長が招集する。
- 5 その他中央委員会に関して必要な事項は、中央委員会が定める。

(支部委員会、地区本部委員会及び地区委員会)

第22条 支部長は、当該支部における奉仕団の運営に関して連絡調整を図るため、支部に、赤十字奉仕団支部委員会を設けなければならない。

- 2 支部長は、必要があるときは、地区本部に、赤十字奉仕団地区本部委員会を、地区に、赤十字奉仕団地区委員会を置くことができる。
- 3 赤十字奉仕団支部委員会、赤十字奉仕団地区本部委員会及び赤十字奉仕団地区委員会に関して必要な事項は、支部長が定める。

附 則(昭和31年10月本達乙第5号)

赤十字奉仕団中央委員会規程(昭和26年本達丙第3号)は、廃止する。

附 則(昭和39年5月本達乙第5号)

この規則は、昭和39年5月23日から施行し、昭和38年11月3日から適用する。

【註】 \* 1 赤十字飛行奉仕団規程(昭40・11・2本達丙第17号)

\* 2 赤十字語学奉仕団規程(昭41・2・17本達丙第5号)

## ○赤十字奉仕団規則の一部改正について

(昭和38年5月14日社奉第46号 各支部長あて副社長通知)

改正 昭和62年2月総務第14号 平成11年2月総務第30号

昭和38年1月29日本達乙第1号をもって赤十字奉仕団規則(昭和31年本達乙第5号)の一部が改正され、昭和38年4月1日から施行されることになりました。今回の改正は、奉仕団規則制定後における諸般の情勢の推移と奉仕団の運営の実態とにかんがみ、従来の規定の一部を現状に即応するよう修正補足したものでありますが、その趣旨とするところは、今回の改正によってあらたに奉仕団の組織体制を整備し、内容の充実を図ろうとするものでありますから、この点を了得され特に下記事項御留意のうえ、改正規定の運用に遺憾なきを期するとともに、今後の奉仕団の育成強化に一層の御尽力を願います。

### 記【抄】

#### 赤十字奉仕団の設置に関する規程準則

赤十字奉仕団規則第4条第3項及び第19条第5項の規定に基づき、赤十字奉仕団の設置に関して必要な事項を次のとおり定める。

第1条 市及び区の地区長ならびに分区長は、赤十字奉仕団規則(以下「規則」という。)第4条第1項の規定に基づき、市及び区の地区(以下「地区」という。)ならびに分区において、あらたに赤十字奉仕団(以下「奉仕団」という。)を設置したときは直ちに支部長に報告しなければならない。この場合の報告書には、次に掲げる文書を添付するものとする。

- (1) 奉仕団の規程(別に定める準則に従って、奉仕団が制定したもの。)
- (2) 奉仕団の組織現況(別に定める奉仕団現況報告書の様式に準ずるもの。)

第2条 地区長ならびに分区長は、規則第4条第1項但書の規定に基づき、同一地区又は分区の区域内を2以上の地域に分割し、それぞれの地域ごとに単位奉仕団(以下「単位団」という。)を設けようとするときはあらかじめ、次に掲げる事項を具して支部長に申請しなければならない。

- (1) 設置を必要とする具体的理由
- (2) 設置しようとする単位団の数、名称及びその区域並びに事務所
- (3) 既設の奉仕団がある場合はその委員会の意見
- (4) その他の参考事項

第3条 規則第4条第2項に定める分団は、次に掲げる場合に、これを置くことができるものとする。

- (1) 単位団における運営上の必要から、その団員の構成範囲を小学校通学区域その他の特定の地域によって区分し、その地域ごとに分団を置こうとする場合
- (2) 特別の技術を有する団員又は特定の奉仕活動のみに従事しようとする団員もしくは青年その他特殊な立場にある団員のみによって別個の分団を構成することが当該単位団の運営上適当であると認められる場合

第4条 分団の設置ならびにその構成、名称及び事務所については、あらかじめ、当該単位団の結成発起人もしくは役員その他の関係者の意見を十分に徴し、それぞれの地域の実情に則して、所管の地区長又は分区長がこれを定める。

2 既設の単位団に分団を置いたときは、所管の地区長又は分区長は、直ちに支部長に報告しなければならない。この場合の報告書には、当該単位団の規程及び組織現況の変更部分を附記するものとする。

第5条 同一地域内に2以上の単位団を設置した地区及び分区においては、管内の各単位団相互の連絡調整を図るため、当該地区又は分区に、赤十字奉仕団地区連絡協議会又は分区連絡協議会(以下「地区・分区協議会」という。)を設けなければならない。

2 地区・分区協議会は、当該地区又は分区の管内における各単位団の代表者をもって組織し、必要の都度、地区長又は分区長が招集する。

3 その他、地区・分区協議会に関して必要な事項は、地区長又は分区長が管内の各単位団の代表者の意見を徴してこれを定める。

第6条 規則第19条第1項の規定に基づき、支部に、次の特別の奉仕団を設け、支部長がこれを直轄する。

(1) 青年奉仕団

(例示)

- 〇〇青年赤十字奉仕団
- 〇〇大学学生赤十字奉仕団
- 〇〇赤十字看護専門学校学生赤十字奉仕団

(2) 特殊奉仕団

(例示)

- 〇〇点訳赤十字奉仕団
- 〇〇芸能赤十字奉仕団
- 〇〇安全赤十字奉仕団

- 2 前項の特別の奉仕団に、分団を置くことができる。
- 3 特別の奉仕団の分団は、当該単位団の運営上の必要に応じて、支部長の指定する地区又は分区その他の区域又は学校もしくは職域ごとに置くものとする。
- 4 特別の奉仕団の分団の設置ならびにその構成、名称及び事務所については、別に定める。

第7条 特別の奉仕団は、前条によるもののほか、これを市及び区の地区ならびに分区に設けることができる。この場合の特別の奉仕団は、当該地区長、又は分区長が管轄する。

- 2 前項に規定する特別の奉仕団を設けようとするときは、当該地区長又は分区長は、第2条の規定に準じて支部長の承認を得なければならない。
- 3 前項の規定による手続を経て、特別の奉仕団を設置したときは、当該地区長又は分区長は、第1条の規定に準じて、直ちに支部長に報告しなければならない。
- 4 特別の奉仕団を設置した地区及び分区においては、第5条の規定に準じて、あらたに地区・分区協議会を設け、又は既設の地区・分区協議会に特別の奉仕団の代表者を参加させなければならない。

第8条 特別の奉仕団の委員長は、団員の中から選出された者につき、支部長が委嘱する。この場合、地区及び分区の特別奉仕団の委員長については、当該地区長又は分区長の内申に基づいて行なうものとする。

- 2 副委員長及び委員は、団員の中から選出する。

第9条 特別の奉仕団の役員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 規則第19条及びこの規程に定めるもののほか、特別の奉仕団の組織、運営その他に関して必要な事項は、それぞれの特別の奉仕団ごとに、当該単位団がこれを定める。但し、この場合、特に重要な事項については、あらかじめ支部長の承認を得るものとする。

第11条 支部における特別の奉仕団の運営に関して連絡調整を図るため、支部に、青年奉仕団支部連絡協議会及び特殊奉仕団支部連絡協議会(以下「支部協議会」という。)を置く。

- 2 支部協議会は、第6条及び第7条の規定によるすべての青年奉仕団又は特殊奉仕団の代表者をもって組織し、必要の都度、支部長が招集する。
- 3 その他、支部協議会に関して必要な事項は、支部協議会が定める。

## 〇〇市(区、町、村)赤十字奉仕団規程準則

### 分団を置いた場合

#### (目的)

第1条 本団は、赤十字奉仕団規則の定めるところに基き、すべての人々のしあわせをねがい、明るい住みよい社会をきずきあげていくため、陰の力となって、身近な仕事に従事するものとする。

#### (運営の基本)

第2条 本団は、赤十字奉仕団規則及び本規程の定めるところに基いて運営するものとする。

#### (事務所)

第3条 本団は、事務所を何々市(区、町、村)何々に置く。

#### (分団)

第4条 本団の分団は、次のとおりとする。

何々分団(分団設置区域名……………)

何々分団(分団設置区域名……………)

何々分団(分団設置区域名……………)

#### (奉仕活動)

第5条 本団は、次に掲げる実際活動に従事する。

- (1) 災害救護に関する奉仕
- (2) 保健衛生等に関する各種事業への奉仕
- (3) 社会福祉施設及び援護を要する者への奉仕
- (4) その他赤十字の理想を達成するために必要な奉仕

#### (組織)

第6条 本団は、何々市(区、町、村)内の居住者であつて、本団の活動に深い理解を有する社員及び篤志者(以下「団員」という。)をもって組織する。

#### (役員)

第7条 本団に、次の役員を置く。

委員長 1人

副委員長 3人以内

委員 若干人

#### (役員職務)

第8条 委員長は、本団を代表し、その業務を総理する。

### 分団を置かない場合

#### (目的)

第1条 同左

#### (運営の基本)

第2条 同左

#### (事務所)

第3条 同左

#### (奉仕活動)

第4条 同左

#### (組織)

第5条 同左

#### (役員)

第6条 同左

#### (役員職務)

第7条 同左

2 副委員長は、委員長をたすけ、委員長に事故があるときは、委員長の指名する副委員長がその職務を代行する。

3 委員は、本団の運営に参画し、その業務の執行にあたる。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会設置)

第10条 本団に、委員会を置く。

2 委員会は、役員をもって組織する。

(委員会任務)

第11条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 奉仕活動の基本的な計画に関すること。
- (2) 奉仕活動に必要な事項の調査及び研究に関すること。
- (3) 収支予算並びに決算に関すること。
- (4) 団員の除籍に関すること。
- (5) 講習会その他団員の研修等に関すること。
- (6) その他本団の運営に関する重要な事項について審議すること。

(顧問)

第12条 本団に、顧問を置き、委員長が委嘱する。

2 顧問は、委員長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。

(分団役員)

第13条 分団に、次の役員を置く。

- 分団長 1人
- 副分団長 3人以内
- 分団委員 若干人

(分団役員職務)

第14条 分団長は、当該分団の業務を掌理する。

2 副分団長は分団長をたすけ、分団長に事故があるときは、分団長の指名する副分団長が、その職務を代行する。

3 分団委員は、分団の運営に参画し、その業務の執行にあたる。

(役員任期)

第8条 同左

(委員会設置)

第9条 同左

(委員会任務)

第10条 同左

(顧問)

第11条 同左

(分団の役員を選出)

第15条 分団長及び副分団長は分団委員の互選とする。

2 分団委員は、当該分団に属する団員のうちから選出する。

(分団の役員任期)

第16条 分団の役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠の分団の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(班及び連絡員)

第17条 本団の奉仕活動を円滑に実施するため、分団に、班を置き、班に、世話役として班長1人及び連絡員若干人を置き、分団長が委嘱する。

2 前項の班は、地域別又は奉仕活動の作業別によって編成するものとする。

(分団の運営)

第18条 分団長は、分団の運営に関し重要と認められる事項については、分団の役員をもって分団の運営連絡会を設け、これに諮るものとする。

2 分団長は、必要があると認めるときには、前項の運営連絡会に班長及び連絡員を加えることができる。

(協議会)

第19条 委員長は、奉仕活動の連絡調整を図るため必要があると認めるときは、協議会を設ける。

2 協議会は、定時又は随時に、委員長が、役員、分団の役員及び班を代表する者を招集して開く。

3 委員長は、必要があると認めるときは、協議会に、地区(分区)の長又は職員、地方公共団体、保健所、福祉事務所その他の関係機関並びに関係団体の役職員の出席を求めることができる。

(加入の申込)

第20条 団員の加入申込は、当該区域の分団長又は班長を経由して行うものとする。

(団員名簿)

第21条 委員長は、団員名簿を作成し、常に、所属団員の団籍を明らかにしておくものとする。

(退団)

(班及び連絡員)

第12条 分団に→本団に

分団長が→委員長が  
他は同左

(協議会)

第13条

「分団の役員」を削除  
他は同左

(加入の申込)

第14条

「分団長又は」を削除  
他は同左

(団員名簿)

第15条 同左

(退団)



第22条 団員は、いつでも退団することができる。

2 団員は、次の各号の一に該当するときは、これを除籍する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 他の地域へ転出したとき。
- (3) 長期間奉仕活動に参加しなかったとき。
- (4) 委員会において除籍の決定がなされたとき。

(奉仕団の標識の着用)

第23条 団員が奉仕作業に従事するときは、所定の奉仕団標識をつけるものとする。

(団費)

第24条 団費は、原則として徴収しない。但し、本団の運営上やむを得ない経費を必要とするときは、団費を徴収することがある。

(経費)

第25条 本団の経費は、支部交付金その他の収入をもって支弁する。

第16条 同左

(奉仕団の標識の着用)

第17条 同左

(団費)

第18条 同左

(経費)

第19条 同左

# ○赤十字奉仕団秋田県支部委員会規則

平成19年4月18日最終改正 秋田県支部

第1条 本支部に赤十字奉仕団秋田県支部委員会（以下「支部委員会」という。）をおく。

第2条 支部委員会は赤十字奉仕団（以下「奉仕団」という。）の運営に関し支部長の諮問に答え又は意見を述べることができる。

第3条 支部委員会は次の各号に掲げるもののうちから支部長が委嘱した委員をもって組織する。

- 2 赤十字奉仕団地区委員長及び市の奉仕団委員長（連絡協議会を設置している市にあっては同協議会会長）並びに特別奉仕団の委員長を委嘱することとする。
- 3 奉仕団について学識経験ある者
- 4 支部委員会委員長が指名する同委員長所属奉仕団の役員

第4条 支部委員会に委員長1名及び副委員長4名をおく。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選とする。
- 3 委員長は会務を総理し、会議の議長となる
- 4 副委員長は委員長をたすけ、委員長に事故あるときは、委員長の指名する副委員長がその職務を代行する。

第5条 委員長、副委員長及び委員の任期は2カ年とする。

- 2 補欠に就任した場合の委員長、副委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 支部委員会は、必要の都度支部長が招集する。

第7条 支部委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第8条 支部委員会に、支部委員の委任を受け、常時、支部と連絡を保持するため常任委員会をおくことができる。

- 2 常任委員は、委員長が指名する。

第9条 支部委員会の事務は、支部事務局において処理する。

第10条 この規則に定めるもののほか、支部委員会に関して必要な事項は支部委員会が定める。

附則 この規則は昭和32年4月1日より施行する。

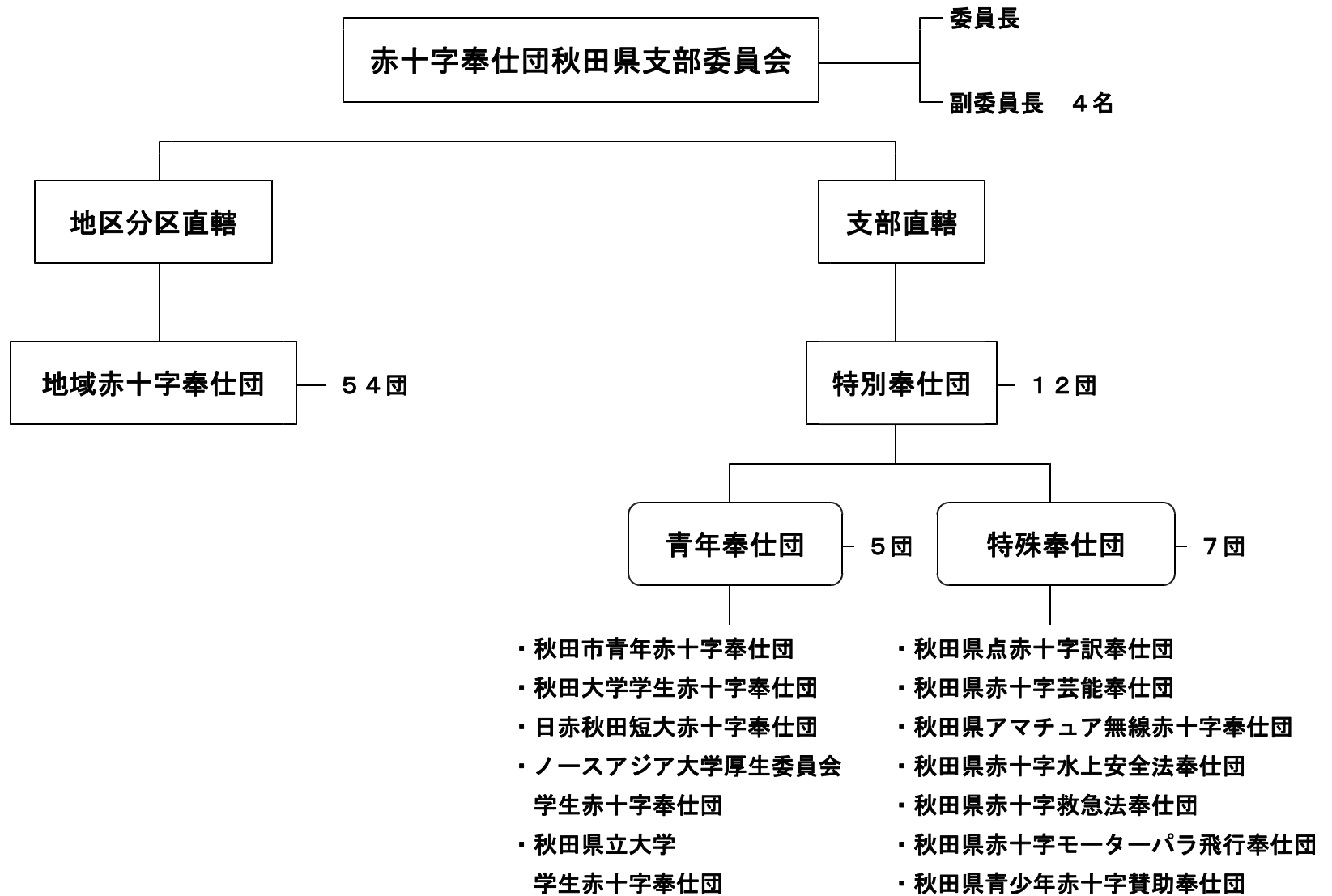
昭和40年4月6日 一部改正

平成9年4月14日 一部改正

平成13年5月24日 一部改正

平成19年4月18日 一部改正

## ○赤十字奉仕団の組織



## ○奉仕者事故見舞金の贈与について

(昭和44年4月21日社奉第6号 各支部長あて副社長通知)

改正 昭和50年4月社奉第16号	昭和51年7月社奉第86号
昭和52年7月社奉第58号	昭和54年7月社奉第71号
昭和55年9月社奉第97号	昭和57年7月社奉第84号
昭和58年3月総務第41号	昭和59年5月社奉第90号
昭和61年5月社奉第72号	平成11年2月総務第30号
平成12年12月総務第175号	

赤十字奉仕団員等の奉仕者が奉仕活動に従事したため事故にあった場合の見舞金の贈与については、かねてから種々検討を加えてきたところであるが、さきに「日本赤十字社災害等資金規程」(昭和43年本達甲第3号)が改正され、同資金の中からこの見舞金を支出することができるようになったことに伴い、今般、奉仕者事故見舞金贈与内規が別紙のとおり定められたので、特に下記事項ご留意のうえ、これが運用に遺憾のないようご配慮願いたく通知する。

### 記

#### 第1 一般的事項

- この内規は、奉仕団員等の奉仕者が奉仕活動に従事したため事故にあった場合、できるだけ迅速に適切な善後措置をとり得るよう、見舞金の贈与に関する基準を定めるとともに、支部の財政能力を考慮し、これに要する財源措置として、あらたに本社交付金の制度を設けたものであること。
- 奉仕者の奉仕活動に起因する事故は、職員の業務上の事故の場合と異なって労働法上の災害補償がないことはもちろんであり、また、民法上からも本社の業務管理上に過失のない限り損害賠償の責任は生じないのであるが、本社としては、そのような法的な権利義務関係を伴う補償又は賠償としてではなく、あくまでも道義的な立場から、この見舞金を贈与しようとするものであること。
- 見舞金の贈与は、その性質上、できる限りすみやかに、誠意をもってこれを行うことが肝要であるので、万一、奉仕活動に関連する事故が生じたことを知ったときは、直ちにその事実を調査して見舞金を贈与することの可否を決定し、この内規による見舞金であると否とにかかわらず、これを行うことが適当と認められた場合は、迅速に事務処理を行い、その間、いたずらに遷延して時宜を失することのないよう特に留意すること。
- この内規による見舞金の贈与は、内規第3条に定める奉仕活動が開始されたときから終了するまでの間において発生した事故又はその間の奉仕活動に起因する事故について行うものであること。
- 内規第3条第8号に掲げる業務については、必要に応じ、社長がその都度指定するものであること。

#### 第2 見舞金に関する事項

- この内規による見舞金を贈与することが適当と認められたときは、事故原因その他の事情について十分に調査を行ない、必要がある場合は、現場の目撃者その他の関係者から事実証明等の調書を取り、かつ、必ず医師の診断書を徴し、これらに基づいて見舞金の額を決定すること。
- すでに見舞金の贈与を受けた被災者がその療養期間中において更に症状が悪化し、当初の診断による療養期間を過ぎてもなお引続き療養を要する場合は、必要に応じて、見舞金の追加贈与を行うことができるものであること。
- 全治3ヵ月以上の重症とみなされる傷病については、当初の診断でその療養期間を明確に定めることは困難な場合が多いと思われるので、この場合は、とりあえず3ヵ月に相当する傷病見舞金を第1次分として贈与し、3ヵ月経過後にあらためて医師の診断を求め、その後の必要な療養期間に応じて見舞金の追加贈与を行うものとする。
- 次の場合に該当するときは、その賠償又は給付もしくは補償を受ける額等を考慮し、内規第6条に掲げる見舞金の限度額を減ずるものとする。
  - 第三者の故意又は過失によって生じた事故である場合において、被災者又はその遺族が当該第三者から損害賠償を受けたとき、又はこれを受け得ることが明らかなきとき。
  - 被災者が健康保険その他の社会保険の被保険者であって、医療費について10割の給付を受け得るとき。
  - 当該事故について、被災者又はその遺族が、災害救助法、災害対策基本法、消防法、水防法又は

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律その他の法令の定めるところにより、国又は地方公共団体の負担において、補償もしくは給付を受けたとき、又はこれを受け得ることが明らかとなるとき。

- 5 内規第7条に定める見舞金の贈与の特例については、通常の場合は予想されないものであるが、支部長が増額を必要とする真にやむを得ない事情があると認めるときは、その詳細な理由を付して、必ず事前に社長の承認を受けること。
- 6 遺族見舞金は、内規第9条に定める当該被災者の遺族に対して贈与するものであるが、この場合、遺族の順位の確認については、特に慎重を期し、戸籍謄本又は住民票その他の書類の提出を求め、当該被災者と遺族との身分関係を調べた上で、これを行うものとする。

### 第3 交付金に関する事項

- 1 内規第11条によって支部から申請された本社交付金の基礎となるべき見舞金の額がこの内規に定める基準にてらし当を失するものと認めるときは、交付金の交付を行わないか、又は本社が査定した見舞金額による100分の90を交付額として決定し、当該支部に交付するものであること。
- 2 交付金の申請にあたって、当該見舞金の額が内規第6条に定める限度額と異なる場合は、支部がその額を減じて決定した事由を申請書(内規第11条の様式第1によるもの)の「その他」の項に必ず記載すること。
- 3 長期療養を要する被災者に対して再度の傷病見舞金を追加贈与する場合、もしくは被災者が障害の状態となったことに伴う障害見舞金を贈与する場合、又はすでに傷病見舞金の贈与を受けた被災者が死亡したことに伴う遺族見舞金を贈与する場合において、交付金の申請を行うときは、申請書の本文に必ずその旨を追記し、かつ前回の見舞金を贈与した時期及びその金額等を書き添えること。なお、この場合、すでに前回の見舞金に伴う交付金の交付を受けたものについては、内規第11条に定める調書を添付する必要はないが、申請書の「その他」の項に、必ず次の事項を記載すること。
  - (1) 傷病見舞金又は障害見舞金にあつては、前回の申請時以後の経過と現在の症状又は状態
  - (2) 遺族見舞金にあつては、前回の申請時以後の経過とその死亡日時及び死因ならびに遺族見舞金を受ける者の住所、氏名及び被災者との続柄
  - (3) その他前回の申請時に添付した調書の記載事項の中で特に変動があった事項又は追加すべき事項
- 4 傷病見舞金の贈与に伴う交付金の申請にあつては、その申請前7日以内に発行された医師の診断書を添付すること。
- 5 交付金の交付については、その都度、本社において、必要な予算の補正を行うことにしているので、支部が内規第11条による交付金の申請を行うときは、必ずこれに伴う支部の補正予算案を作成して本社に提出すること。

### 第4 その他の事項

- 1 この内規による見舞金の贈与については、所得税法第9条第1項第16号の規定により同法施行令第30条第3号に定める「心身又は資産に加えられた損害につき支払いを受ける相当の見舞金」の条項に該当し(国税庁特別審理室の見解による。)非課税扱いを受けるので、これを受領する被災者又はその遺族がこれによって所得税を課せられることはないこと。
- 2 今後、支部がこの内規による交付金の交付の対象とならない見舞金の贈与を行った場合、又はこの内規によらない見舞金等の贈与を行った場合は、必ずその都度、次の事項を記載した文書をもって本社に報告すること。
  - (1) 事故発生の日時及び場所
  - (2) 事故の種類及び程度
  - (3) 被災者の氏名、性別、年齢、身分(奉仕団員その他)、所属(奉仕団名その他)及び職業
  - (4) 事故発生当時の奉仕活動の概要及び事故発生の原因
  - (5) 見舞金の贈与その他支部のとした措置
  - (6) その他の参考事項
- 3 この内規は、昭和44年4月1日以降に発生した事故について適用するものであること。

別紙 別に登載

## ○奉仕者事故見舞金贈与内規

(昭和44年4月21日社奉第6号 各支部長あて副社長通知別紙)

改正	昭和50年4月社奉第16号	昭和51年7月社奉第86号
	昭和52年7月社奉第58号	昭和54年7月社奉第71号
	昭和55年9月社奉第97号	昭和57年7月社奉第84号
	昭和58年3月総務第41号	昭和59年5月社奉第90号
	昭和61年5月社奉第72号	平成11年2月総務第30号
	平成12年12月総務第175号	

### (目的)

第1条 この内規は、日本赤十字社の行う災害救護等の事業に奉仕する者が、そのために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合に、見舞金を贈り、もってその者(以下「被災者」という。)の労に報いるとともに、奉仕活動の円滑な実施に資することを目的とする。

### (奉仕者の定義)

第2条 この内規で、「奉仕者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 本社又は支部若しくは地区、分区に登録された赤十字奉仕団の団員
- (2) 本社又は支部若しくは赤十字施設に登録された個人ボランティア
- (3) 本社又は支部が災害救護等の業務を実施するため特に協力を要請した赤十字奉仕団員以外の奉仕者

### (適用の範囲)

第3条 この見舞金の贈与は、社長又は支部長若しくは地区長、分区長の要請又は承認のもとに、次に掲げる奉仕活動に従事する奉仕者が、そのために負傷し、疾病にかかり、若しくは障害の状態となり、又は死亡した場合(以下「事故」という。)において、これを行う。

- (1) 災害時における奉仕活動
- (2) 災害救護演習の際における奉仕活動
- (3) 水泳場、スキー場等における臨時救護の際における奉仕活動
- (4) 血液事業推進の際における奉仕活動
- (5) 社員および社資募集の際における奉仕活動
- (6) 救急法、水上安全法、雪上安全法、家庭看護法及び幼児安全法の講習の際における奉仕活動
- (7) 赤十字奉仕団及び青少年赤十字の講習の際における奉仕活動
- (8) 前各号のほか、社長が指定する業務における奉仕活動

### (贈与を行う者)

第4条 この見舞金の贈与は、前条各号に掲げる奉仕活動の要請をし、又はこれに承認を与えた者が、社長である場合は社長が、支部長又は地区長若しくは分区長である場合は支部長が行う。

### (見舞金の種類)

第5条 この内規により贈与する見舞金の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 傷病見舞金(奉仕者が負傷し、又は疾病にかかった場合、その者に対して贈与する見舞金)
- (2) 障害見舞金(奉仕者が負傷し、又は疾病にかかり、なおった場合において、なお身体に著しい障害が残るとき、その者に対して贈与する見舞金)
- (3) 遺族見舞金(奉仕者が死亡した場合、その者の遺族に対して贈与する見舞金)

### (見舞金の金額)

第6条 この見舞金の金額は、次に掲げるところにより、奉仕者の事故の程度に応じ、かつ、当該事故の発生原因その他の事情を考慮し、第4条に定める贈与を行う者が決定する。

- (1) 傷病見舞金 別表第1に定める額
- (2) 障害見舞金 別表第2に定める額
- (3) 遺族見舞金 670万円以内

### (見舞金の贈与の特例)

第7条 被災者に特別の事情があるときは、前条各号に定める限度額を超える金額の見舞金を贈与するこ

とができる。この場合、支部長は、社長の承認を受けなければならない。

(見舞金の贈与の制限)

第8条 被災者の負傷又は疾病の程度が軽微なものについては、傷病見舞金の贈与は行わないものとする。

- 2 事故の原因が本人の故意又は重大なる過失によるものと認めるときは、見舞金の贈与は行わないものとする。
- 3 この見舞金の贈与は、事故発生の日から1年を経過した後においては行わないものとする。

(遺族見舞金を受ける者)

第9条 遺族見舞金の贈与を受けるべき遺族の範囲は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、被災者の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の関係にあった者を含む。)
  - (2) 子、父母、孫及び祖父母で、被災者の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、被災者の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者
  - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、前2号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者の見舞金を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号又は第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順位により、父母については養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、義父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 見舞金を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合においては、見舞金は、その人数によって等分して贈与するものとする。

(交付金の基準)

第10条 本社は、この内規による見舞金として支部が支出する費用の100分の90に相当する額を当該支部に対して交付するものとする。ただし、見舞金の額が7万円以内の場合は交付しない。

(交付金の申請)

第11条 支部長は、交付金の交付を受けようとするときは、様式第1による申請書に、様式第2による調書及び次に掲げる書類を添付して、社長に提出しなければならない。

- (1) 傷病見舞金については医師の診断書
- (2) 障害見舞金については身体障害の程度及び療養開始以来の経過を詳記した医師の診断書
- (3) 遺族見舞金については医師の死亡診断書

(交付金の交付)

第12条 社長は、前条の申請があつたときは、審査のうえ交付額を決定し当該支部長に交付するものとする。

(交付金の支出)

第13条 この交付金は、本社の災害等資金積立金から支出するものとする。

別表第1  
傷病見舞金

療養期間		金額
10日以内		2万円以内
11日以上	20日以内	5万円以内
21日以上	1ヵ月未満	7万円以内
1ヵ月以上	2ヵ月未満	15万円以内
2ヵ月以上	3ヵ月未満	23万円以内
3ヵ月以上	4ヵ月未満	30万円以内
4ヵ月以上	5ヵ月未満	38万円以内
5ヵ月以上	6ヵ月未満	46万円以内
6ヵ月以上	7ヵ月未満	53万円以内
7ヵ月以上	8ヵ月未満	61万円以内
8ヵ月以上	9ヵ月未満	69万円以内
9ヵ月以上	10ヵ月未満	76万円以内
10ヵ月以上	11ヵ月未満	84万円以内
11ヵ月以上	1年以内	92万円以内

備考 この表における療養期間とは、医師の診断により、当該負傷又は疾病の療養に要すると認められた期間とする。



別表第2  
障害見舞金

障害等級	金額
1級	850万円以内
2級	760万円以内
3級	670万円以内
4級	580万円以内
5級	500万円以内
6級	420万円以内
7級	350万円以内
8級	280万円以内
9級	220万円以内
10級	170万円以内
11級	120万円以内
12級	89万円以内
13級	57万円以内
14級	32万円以内

備考 この表における障害等級の区分については、日本赤十字社救護規則の別表第4の附表に掲げる等級の区分によるものとする。

また、被災者の身体障害の程度によるこの表の適用については、同規則の別表に掲げる障害扶助金の項の備考の欄に定めるところを準用するものとする。

様式第 1

号

年 月 日

日本赤十字社 社 長 殿

日本赤十字社 支 部 長 閣

奉仕者事故見舞金の贈与に伴う交付金の交付について（申請）

奉仕者事故見舞金贈与内規に基づき、下記のとおり見舞金を贈与するので交付金を交付されたく、関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 被災した奉仕者の氏名
- 2 見舞金の種類
- 3 見舞金の決定金額
- 4 交付金の交付申請額
- 5 その他

## 様式第2

### 奉仕者の事故に関する調書

- 1 事故発生の日時
- 2 事故発生場所
- 3 事故の種類及び程度
  - ㊦ 負傷、疾病又は死亡と書き、傷病の場合は傷病名及びその程度（全治何ヵ月など）を、また、死亡の場合は死亡日時及び死因を記載すること。
- 4 被災者に関する事項
  - (1) 氏名
  - (2) 性別及び年齢
  - (3) 住所
  - (4) 職業
  - (5) 所属奉仕団の名称
    - ㊦ 奉仕団員以外の奉仕者にあつては、この見出しを「所属団体等の名称」とすること。
  - (6) 奉仕団員としての経歴
    - ㊦ 入団の時期、これまでに従事した活動の概況などのほか、役員の経歴があれば書くこと。また、奉仕団員以外の奉仕者にあつては、この見出しを「奉仕者としての経歴」とし、主として従来からの支部との関係を明らかにすること。
- 5 事故原因に関する事項
  - (1) 当時の奉仕活動の計画と実施の概況
    - ㊦ 奉仕団員にあつては、当該奉仕団の活動計画とその実施概況を、また、奉仕団員以外の奉仕者にあつては、特に支部が当該業務を実施するにあたり被災者に協力を要請した理由及びその経緯等を書くこと。
  - (2) 事故発生の原因
    - ㊦ この項目については、特に当該事故がどのような状況のもとに発生したかを明らかにするため、次の点に留意して記載すること。
      - ア 当時その現場にいた者の証言等を総合して、なるべく詳細に、かつ客観的に記述すること。なお、必要がある場合は、参考として、支部が第三者から徴収した事故確認書又は事実証明書等の書類の写を添付すること。
      - イ 事故の発生原因がその場所の地理的状況と重要な関係があるときは、これを明らかにするための略図（状況説明図）を添付すること。
      - ウ 事故の発生原因が被災者の平常の健康状態又は事故発生当時の心身の状態に異常があつたこと（目が悪かった、非常に疲れていたなど）と重要な関係があるときは、その事実を具体的に明記すること。

## 6 事故発生後の措置に関する事項

### (1) 現場において関係者のとった措置

㊦ 現場における責任者その他の関係者が事故発生直後にとった措置、特にその場の応急手当、それらの時間的経過などを書くこと。なお、引続いて予想される事故の発生を予防するため、特にその時にとった措置があればそれを明らかにすること。

### (2) 支部のとった措置

## 7 参考事項

### (1) 被災者の家族状況

㊦ 同居の親族につき、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順に、それぞれの続柄と人数（ただし、筆頭者については、その氏名、年齢及び職業等）を記入すること。

なお、死亡の場合にあつては、親族のうちの主な者について、その続柄、住所、氏名、年齢、職業等を記入するとともに、そのうちのだれが遺族見舞金を受ける者であることを明らかにすること。

### (2) 社会保険の加入状況

㊦ 傷病の場合に限り、当該傷病につき療養の給付を受け得る健康保険、国民健康保険その他の社会保険の種別、保険者の名称ならびに当該保険の給付の率を記入すること。

### (3) 賠償又は補償等

㊦ 第三者の故意又は過失による事故であつて当該第三者から損害賠償を受けたとき又はこれを受け得ることが明らかなきにあつては、当該第三者の住所、氏名（法人等なら名称）及び金額もしくは内容（医療費全額負担など）を記し、争いになっていればその状況及び見とおし等を記入すること。

また、当該事故につき、災害救助法その他の法令に基づく国家補償を受けたとき又はこれを受け得ることが明らかなきは、その適用を受けるべき法律の名称及び補償又は給付の金額又はこれに関する見とおし等を記入すること。

### (4) その他

㊦ たとえば、事故発生直後の初診時において軽微な足首捻挫とされていたものが3日後に複雑な骨折とわかったとか、また、反対に疑わしい徴候が消えたことなど、あるいは当該事故が被災者の家族その他周囲の関係者に与えた影響など、参考となる事項を記載すること。

上記のことは事実と相違ないことを証します。

年 月 日

調査責任者職氏名

㊦

調査担当者職氏名

㊦